



# 東京都環境確保条例

第3計画期間

〔2020年度から〕  
〔2024年度まで〕

## 大規模事業所に対する温室効果ガス 排出総量削減義務と排出量取引制度 (東京都キャップ&トレード制度)



令和2（2020）年4月



東京都環境局

# 1 制度の目的

東京都は、「2030年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減する」という数値目標を掲げ、様々な部門で気候変動対策に積極的に取り組んでいます。

また、2019年5月には、世界の平均気温の上昇をよりリスクの低い1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。

平成22（2010）年4月からスタートした「排出総量削減義務と排出量取引制度」（本制度）は、その中でも温室効果ガスの排出量が多い大規模事業所（業務・産業部門）を対象にしたもので、一定期間での個々の事業所の削減義務量を定めることによる確実な総量削減を目的としています。

# 2 制度の対象

## 本制度の対象となる事業所：

分類	要件
指定地球温暖化対策事業所	前年度の燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL*以上となった事業所 ※電気使用量に換算すると約600万kWhに相当
特定地球温暖化対策事業所	3か年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所
指定相当地球温暖化対策事業所	前年度の燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所で中小企業等が1/2以上所有している事業所

## ここでいう「事業所」とは

基本的には、建物、施設単位（住居用を除く。）です。ただし、次の場合には、複数の建物等をまとめて一事業所とします。

- エネルギー供給事業者からの受電点やガス供給点が同一の場合
- 共通の所有者が存在する建物・施設が隣接する場合
- 対象となる規模の事業所が道路、水路等を挟んで近接している場合（建物については主たる使用者が同一の場合に限る。）
- 地域冷暖房施設について導管が連結している場合

## 義務対象者：

実際に義務を負うのは、原則として事業所の所有者ですが、管理組合法人や特定テナント等事業者（**5** 事業所の地球温暖化対策推進体制 で説明）などが東京都に届け出ることで、所有者に代わって、又は共同で義務を負うことができます。

## 対象となる温室効果ガス：

### ①削減義務の対象（特定温室効果ガス）：

燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO<sub>2</sub>

※住宅のために使用されるものは除きます。

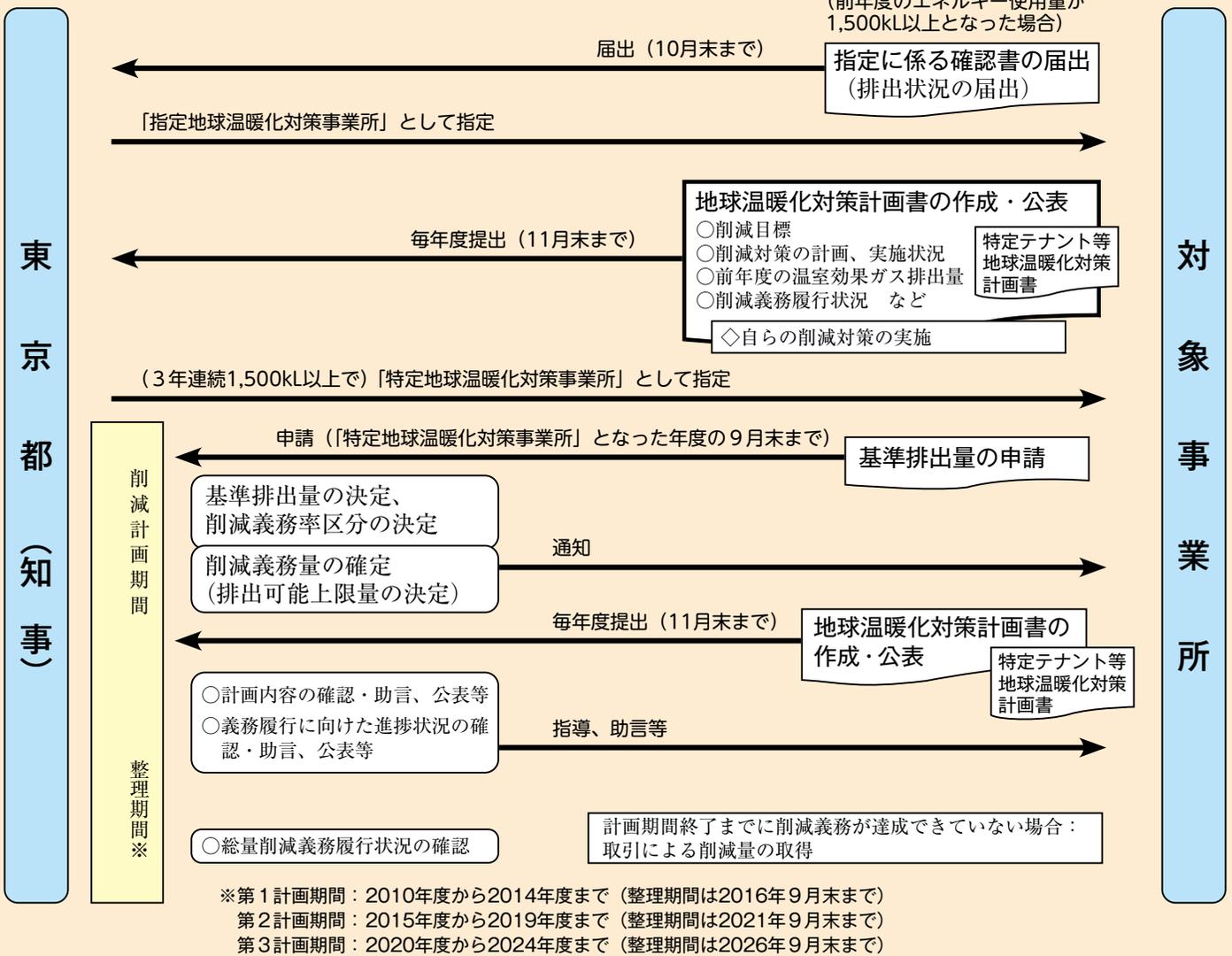
### ②排出量報告の対象（その他ガス）：

上記以外のCO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、PFC、HFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>

なお、②を一定の条件下で削減した場合には、①の削減義務分に充当することが可能です。

# 3

## 制度の主な流れ

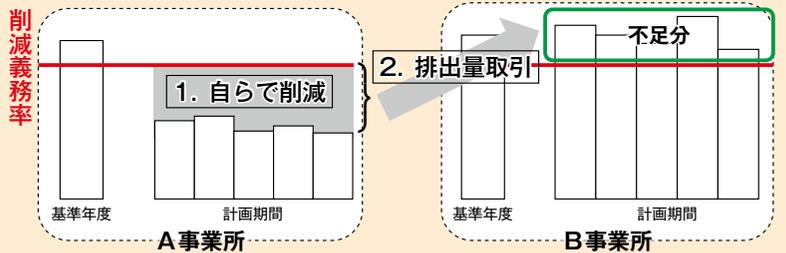


分類	位置付け	義務となる事項	期間・期限
指定地球温暖化対策事業所	地球温暖化対策を特に推進する必要がある事業所	・前年度の原油換算エネルギー使用量・特定温室効果ガス排出量の算定 (検証が必須)	—
		・前年度のその他ガス排出量の算定 (検証不要)	
		・削減目標と削減計画の設定	
		・統括管理者・技術管理者の選任	
特定地球温暖化対策事業所	特定温室効果ガス排出量の削減義務が課される事業所	・基準排出量の申請	特定地球温暖化対策事業所となった年度の9月末まで
		・上記「指定地球温暖化対策事業所」の義務となる事項	(上記のとおり)
		・特定温室効果ガスの削減義務	—
		自らの事業所における削減	随時
		削減義務量不足分の取引による調達 (他の事業所の超過削減量や再エネクレジットの調達ほか)	随時

※指定相当地球温暖化対策事業所については、指定地球温暖化対策事業所に準じて計画書の提出・公表が必要です。ただし、前年度の原油換算エネルギー使用量・特定温室効果ガス排出量の検証は不要となります。

# 4 制度の仕組み

## 総量削減義務履行の手段



### 《義務履行の手段》

#### 1. 自らの事業所で削減

- ①高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など
- ②低炭素電力・熱の選択
- ③高効率コージェネレーション受入

#### 2. 排出量取引

- ①超過削減量      ②都内中小クレジット      ③再エネクレジット
- ④都外クレジット      ⑥埼玉連携クレジット

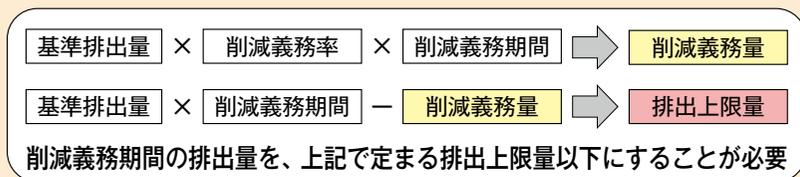
#### 3. 第2計画期間からのバンキング

本制度では、事業所ごとに削減義務率を設定しています。

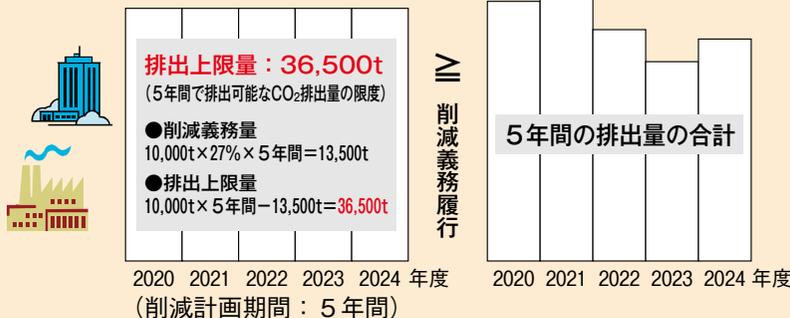
義務履行の手段としては、自らの事業所で削減を行うほか、不足分が生じる場合において、他の事業所からの排出量取引や第2計画期間からのバンキングによって義務履行を行います。

第3計画期間における主な改正事項として、再エネ利用拡大に向けて低炭素電力や熱の活用によって算定できる削減量を拡大する等、低炭素電力及び熱の選択の仕組みを拡充することとしました。

## 削減義務量



- 「基準排出量」：10,000t
- 第3計画期間の削減義務率：▲27%削減の場合



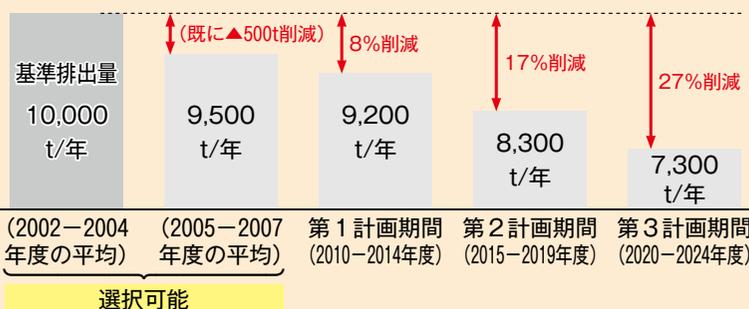
## 基準排出量 (既存対象事業所)

(原則) 2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度の排出量の平均値\*

(どの3か年度とするかは、事業者が選択可能)

※1 3か年度のうちに、排出量が標準的でないこと知事が特に認める年度がある場合については、その年度を除く2か年度又は単年度とすることができる。

(例) 既に総量削減実績のある事業所は、より過去の年度での設定が可能



個々の事業所の1年間当たりの削減義務量は、

- ①基準排出量に
- ②削減義務率

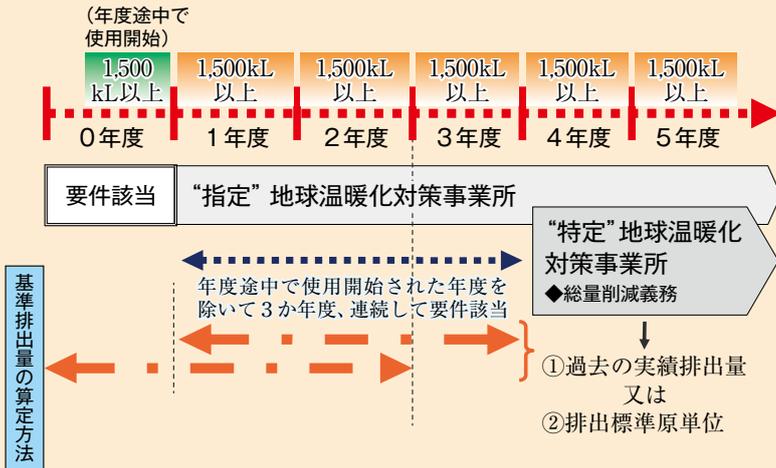
をかけて決定します。

5年間の排出量の合計が排出可能上限量を超えなければよいため、事業所の設備更新計画を踏まえた柔軟な対応が可能です。

本制度開始前において既に省エネ対策に取り組み、総量削減実績のある事業所は、より過去の年度で基準排出量を決定することにより、その努力を反映できる仕組みとなっています。

また、基準排出量の決定後に増築や設備の大幅な増減があった場合などには、基準排出量の変更を行い、適正な基準に基づく削減義務となる仕組みになっています。

## 基準排出量（新規対象事業所）



## 削減義務率

区 分		削減義務率			
		第1計画期間	第2計画期間	第3計画期間	
I	I-1	オフィスビル等 <sup>*1</sup>	8%	17%	27%
	I-2	オフィスビル等のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所 <sup>*2</sup>	6%	15%	25%
II		工場等 <sup>*3</sup>	6%	15%	25%

※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等（区分I-2に該当するものを除く。）

※2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上

※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等など区分I-1、区分I-2以外の事業所

〔新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所の削減義務率〕

- ・第3計画期間中に新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、原則、第2計画期間の削減義務率を適用
- ・第2計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、特定地球温暖化対策事業所になってから5年度目までは、第1計画期間の削減義務率を適用し、第3計画期間の残りの期間は第2計画期間の削減義務率を適用
- ・第1計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、特定地球温暖化対策事業所になってから5年度目までは、第1計画期間の削減義務率を適用し、10年度目までは、第2計画期間の削減義務率を適用し、第3計画期間の残りの期間は第3計画期間の削減義務率を適用

### ※4 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所等）について

「地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所」として、①推進体制の整備、②高効率機器、高効率システム及び省エネ制御の導入、③運用管理などの評価項目の実施状況を確認し、「知事が定める基準」に適合すると認められたときは、当該事業所に適用する削減義務率をトップレベル事業所は1/2、準トップレベルは3/4に減少（「知事が定める基準」は区分I、IIそれぞれ規定あり）

新築ビルなどで前年度のエネルギー使用量が原油換算1,500 kL以上となると、「指定地球温暖化対策事業所」となり、計画書提出、排出量報告等の義務が開始します。その後3か年度連続して原油換算1,500 kL以上の場合は、「特定地球温暖化対策事業所」となり、総量削減義務が開始します。このような新規対象事業所の基準排出量は、①過去の実績排出量\*、②排出標準原単位 のどちらかを基に算定します（選択可能）。

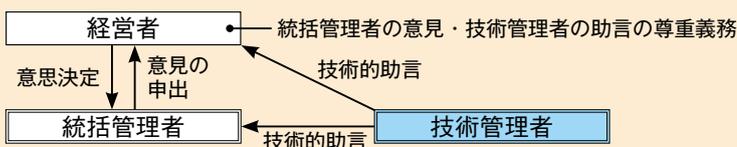
※その事業所での地球温暖化対策が一定基準以上実施されている場合に限りです。

用途により2種類の削減義務率を設定しています。ただし、次に該当する事業所には削減義務率を緩和する制度があります。①27%又は25%の削減義務率が適用される事業所のうち、医療施設に対する削減義務率の緩和措置に関するガイドラインの適用を受ける事業所 ②特に地球温暖化対策が進んでいると認められた事業所<sup>\*4</sup>

## 5 事業所の地球温暖化対策推進体制

### 事業所の推進体制

- 指定地球温暖化対策事業所では、事業所ごとに、統括管理者・技術管理者を選任しなければならない。



\*外部委託可。ただし、兼任する場合は、5事業所以下であることを要する。

### ● 技術管理者の要件

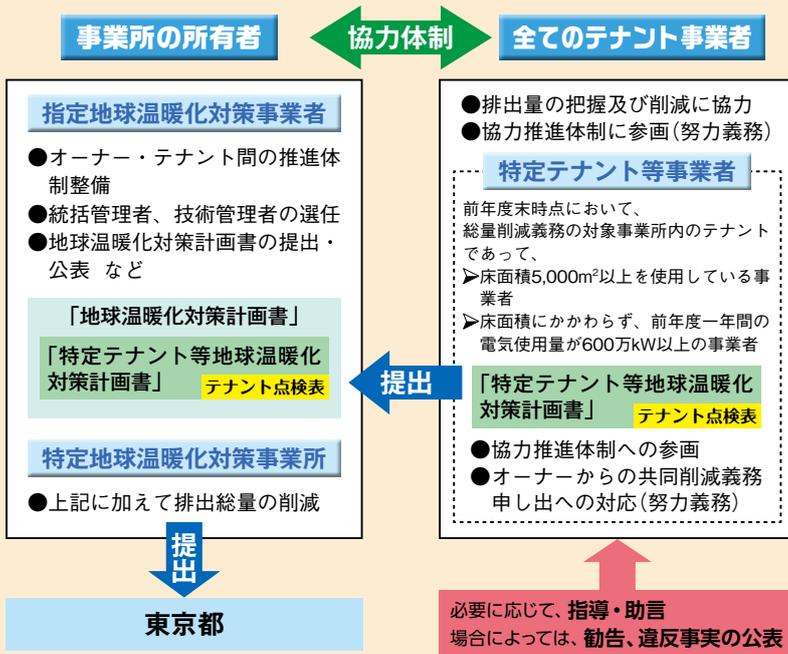
- 次に示す要件の全てに該当すること。
- ①右の枠内に示す資格のいずれかを有すること。
  - ②省エネルギー診断を実施する能力を有すること。
  - ③都の定める講習会を修了すること。\*

※第3計画期間以降に、新たに地球温暖化対策事業所になる事業所において、統括管理者等の経験のない者が統括管理者等になる場合は都の実施する講習会の受講が必要

各事業所で計画的に確実な削減が実施されるよう、事業所では、①統括管理者（責任者） ②技術管理者（省エネの技術的な知識を有する方）を設置する必要があります。

エネルギー管理士、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境、総合技術監理（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境））

# 《オーナーとテナント事業者の協力体制の構築》



所有者と使用者の異なるテナントビル等で、効果的な温室効果ガス削減を推進するためには、ビルオーナー・テナント事業者双方の取組が必要です。

そこで、ビルオーナーを削減義務者の基本としつつ、その上で、

①全てのテナント事業者に、オーナーの削減対策に協力する義務

②特定テナント等事業者※には、①に加えて、テナント事業者独自の対策に関する計画書を作成・提出し、その計画に基づき対策を推進する義務があります。

また、東京都は必要に応じ、テナント事業者に対して直接、対策実施に関する指導等を行うことがあります。

※特定テナント等事業者の要件

毎年度末時点において、総量削減義務の事業所内のテナントであって、

- 床面積5,000㎡以上を使用している事業者
- 床面積にかかわらず、前年度の年間電気使用量が600万kWh以上の事業者

## 6 地球温暖化対策計画書の提出と公表

<公表事項>

- 削減目標：削減義務率（第3計画期間：27%又は25%）以上の目標値（定量的な目標）を定める。
- 目標を達成するための措置の計画及び実施状況：自らの事業所における削減対策と排出量取引の活用により、経済的・技術的に実施可能な対策を行い、その実績を把握する。
- 特定温室効果ガスの年度排出量：毎年度、排出状況を把握し対策の進捗状況を確認する。
- その他ガスの年度排出量：排出量が多い場合、目標を定めるよう努める。当該事業所の排出量の1/2以上である場合は、定量的な目標を定める。

本制度の事業所は、毎年度、地球温暖化対策計画書を作成し、知事に提出する必要があります。この他、特定テナント等事業者は、5のとおり特定テナント等計画書を作成・提出する義務があります。

また、削減義務量及び基準排出量、計画期間、目標を達成するための措置の計画及び実施状況、前年度の年度排出量等を公表しなければなりません。

東京都環境局のホームページにおいても公表します。

## 7 検 証

### 検証機関の登録区分

区分番号	区分名称	検証内容
1	特定ガス・基準量	○毎年度の特定温室効果ガス排出量の検証
		○基準排出量の検証
		○新規事業所の対策推進基準への適合検証
2	都内外削減量	○都内中小クレジットの検証
		○都外クレジットの検証
3	その他ガス削減量	○その他ガス削減量を削減義務の履行に充てる場合の検証
4	電気等環境価値保有量	○再エネクレジットの検証
5	優良事業所基準への適合(第一区分事業所)	○第一区分のトップレベル事業所
		○準トップレベル事業所の認定適合基準の検証
6	優良事業所基準への適合(第二区分事業所)	○第二区分のトップレベル事業所
		○準トップレベル事業所の認定適合基準の検証

削減義務の履行、排出量取引を公正なものとするため、本制度では東京都に登録した検証機関の検証を義務付けています。

本制度の対象事業所は、

- ①基準排出量の申請時
- ②毎年度の排出量の報告時
- ③トップレベル事業所の認定申請時
- ④削減義務の対象とならないガスの削減量認定時

には、必ず東京都に登録済の検証機関※による検証を受ける必要があります。

※東京都環境局のホームページにて登録済の検証機関の確認や登録検証機関評価制度についてご覧いただけます。

URL : <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/index.html>

# 8

## 排出量取引による削減義務の履行

本制度では、自らの事業所で早期の省エネ対策等を実施することに加え、排出量取引により削減量を調達して義務履行することも可能です。

現在、排出量取引に利用可能なクレジット等は5種類です。クレジット等は、原則翌計画期間の義務履行まで利用可能です。

これらのクレジット等の取引自体は、当事者間で行うことを基本とし、取引の記録は東京都が設置する「削減量口座簿」（電子システム）で管理されます。（URL：<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>）

なお、高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進などによる自らの事業所での削減を、排出量取引に優先することが求められます。

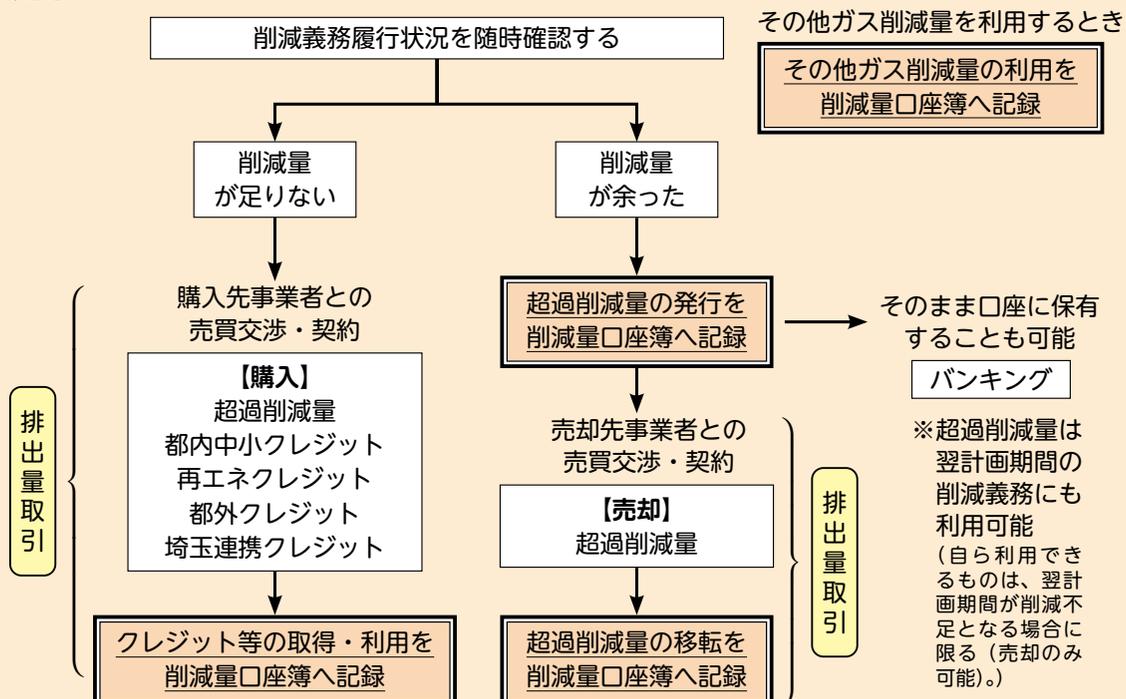
### 利用可能なクレジット等

名称	概要
①超過削減量	特定地球温暖化対策事業所が削減義務量を超えて削減した量
②都内中小クレジット	都内中小規模事業所における認定基準に基づく対策による削減量
③再エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値（グリーンエネルギー証書等を含む。）
④都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量
⑤埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量と中小クレジット

### 削減量口座簿

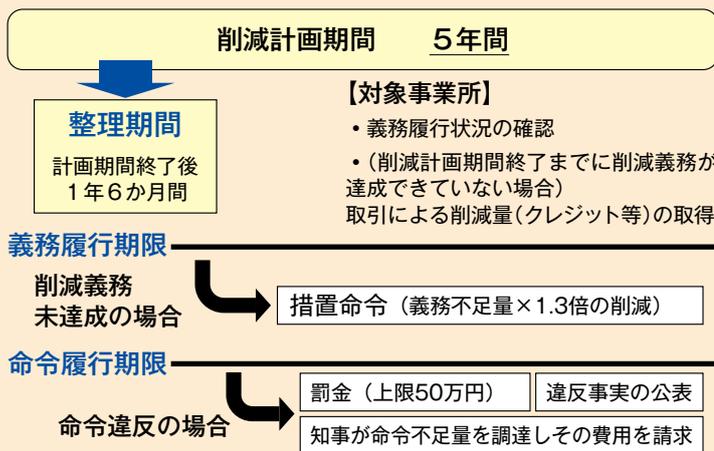
種類	概要
指定管理口座	指定地球温暖化対策事業所ごとに開設する、削減義務の履行状況を記録する口座
一般管理口座	排出量取引への参加を希望する者が申請により開設する、クレジットの所有状況等を記録する口座

### 取引の流れ



# 9

## 実効性の確保

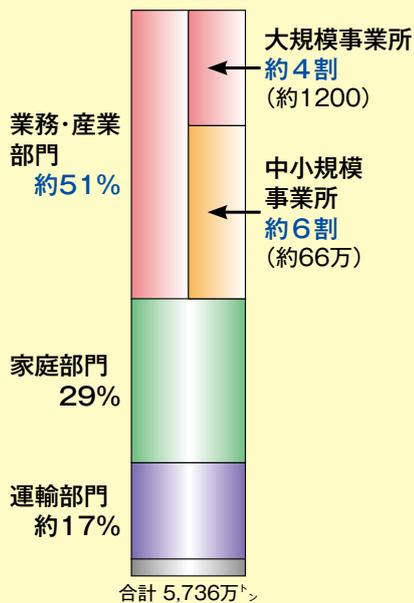


義務履行期限までに削減義務が達成できていない場合には、措置命令の対象となることがあります。さらに、命令履行期限までに命令が履行されない場合には、罰金が科される場合もあります。

このほか、テナント事業者の義務違反については、そのテナント事業者への勧告や、違反事実の公表が行われることもあります。

## 東京都の取り組む気候変動対策

都CO<sub>2</sub>排出量の部門別割合\* (事業所数)



\* 2018年度速報値より部門別割合を算出

### 大規模事業所への「総量削減義務」の実施

- 総量削減義務と排出量取引制度

### 中小規模事業所の省エネを促進

- 地球温暖化対策報告書制度 \* 2020年度から評価制度を導入
- 中小テナントビルの省エネ改修支援

### 家庭の節電・省エネを進める

- 東京ゼロエミ住宅 (ZEH) の推進
- 既存住宅の断熱性能の向上、太陽光発電・太陽熱利用の促進
- 家庭用燃料電池の普及促進等

### 自動車部門のCO<sub>2</sub>削減

- 燃料電池車、電気自動車などZEV (ゼロ・エミッションビークル) の普及促進
- 交通・輸送における省エネルギー対策の推進 など

### 環境都市づくり制度の導入・強化

- 新築建築物の環境性能の評価と公表 \* 2020年度から対象拡大、ZEB評価追加
- マンション環境性能表示
- 大規模都市開発での省エネ性能の条件化、地域でのエネルギーの有効利用 など

### 「総量削減義務と排出量取引制度」に関するお問合せ先

東京都環境局 総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎20階南  
東京都環境局地球環境エネルギー一部総量削減課内  
TEL : 03-5388-3438  
Email : ondanka31@ml.metro.tokyo.jp

### 東京都環境局 気候変動対策のHP

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/index.html>

令和3 (2021) 年3月発行  
登録番号 (2) 第47号

本パンフレットの印刷製造工程のCO<sub>2</sub>排出量は、東京都キャップ&トレード制度において創出されたCO<sub>2</sub>削減クレジット (超過削減量) でオフセットしています。なお、本パンフレットの内容は、令和2年12月時点に基づくものであり、今後見直し等の可能性があります。



古紙/再生紙を70%以上使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。